



「規制改革を通じて経済を再び成長路線へ」

2010年3月

経済同友会

<目次>

I. はじめに（問題意識）	1
II. 規制改革が思うように進まない理由	2
1. 規制改革が必要な理由	2
2. 過去の規制改革の成果	3
3. ここ数年、規制改革が思うように進まなかった理由	3
4. 今後、このままでいいのか？	6
III. 提言	7
1. 規制改革の基本スタンス	7
2. 具体的提言～規制改革基本法（仮称）の制定を～	8
3. それぞれが今後すべきこと	11
(1) 政治家	
(2) 企業	
(3) メディア	
(4) 国民	
IV. おわりに	12

I. はじめに(問題意識)

わが国の借金(債務)は2009年末で約871兆円(国民1人当たり683万円)と過去最大になり、2010年度末にはさらに増え、約973兆円になる見通しです。支出(歳出)が収入(歳入)を大きく上回る状態が続くなかで、このままでは将来消費税などの増税(家計の負担増)は避けられそうにありません。

家計にかかる負担を考えれば、少しでも支出を切り詰めるのは当然ですが、子孫への借金先送りを減らすためにも、収入を増やすことが必要です。グローバル化、少子高齢化が進むわが国で経済をより活性化させていくには、民の活力による創意工夫で新しい商品・サービスを生み、消費者のニーズに応え、企業の生産性を高めていくことこそが重要なのです。そのためには、民が自由に競争できる環境が必要であり、市場競争を妨げる規制を改革することが有効な手段となります。

ここ数年、「行き過ぎた規制緩和によって格差が生じた」と指摘する人もいます。しかし、自由主義経済では機会の平等の下で、公正な競争を行えば結果に差が生じることもあります。格差が問題となった理由は、失業などによって社会的に弱い立場になった人たちへのセーフティネット(安全網)が不十分だったためです。一方で、規制が足かせとなり、保育園などでは大勢の待機児童が発生し、困っている国民が多く存在していることも見逃してはいけません。

政府は、「規制改革会議」¹という組織を設けて、「世のため人のため」となる規制改革案を検討してきました。その改革案を見る限り、議論は既に出尽くされており、あとは実行するのみです。それにもかかわらず、ここ数年は思うように進んでいません。私たち経済同友会は、改革案そのものが悪いからではなく、政治に規制改革の目的が十分理解されなかったために、実現に向けた政治の強力なリーダーシップが不足していたなど、根本的なところに問題が潜んでいるのではないかと考えました。

「規制は細部に宿る」といわれます。そのため、個別の規制問題について「ここをこうすべきだ」と主張すべきかもしれません。しかし、私たちはわが国の経済が中長期的に持続可能な成長を遂げるには、改革が思うように進まなかった理由を解明して今後継続して規制改革を進めるためのメカニズム(仕組み)を導き出すべきだと考えました。

¹ 規制改革を推進するために、2007年1月に内閣府に設置された内閣総理大臣の諮問機関。企業経営者や大学教授など、民間有識者15名で構成。なお、規制改革の後継組織となる「規制・制度改革に関する分科会」が行政刷新会議の下に設置され、2010年3月29日に初会合が開催された。

現政権では、昨年 12 月に発表した緊急経済対策²で規制改革への取り組み姿勢を示したように、規制改革の重要性を認識していることは歓迎します。しかし、前政権でも規制改革の重要性は示されてはいましたが、あまり実行に移されず、「絵に描いた餅」となっていました。私たちは、そうならないようにするにはどうすればいいか、に焦点を当てて提言してみたいと思います。

国民にとって、「規制改革」は「なじみが薄い」、「難しそうな内容」といったイメージがあるかもしれません。そこで、この提言では、国民の皆さんに少しでも規制改革に関心を持ってもらうために、できるだけ分かりやすい表現で書くことを心がけました。

Ⅱ．規制改革が思うように進まない理由

1. 規制改革が必要な理由

わが国は世界第 2 位の経済大国³です。その地位に押し上げたのは規制の少ない産業の活躍です。例えば、製造業は高度経済成長期以降、国際競争にさらされて力を付けました。一方、国によって保護されていた医療、教育、農業などの産業は製造業に比べて規制が多く、国際競争力が必ずしも高いとはいえませんでした。

わが国の経済が中長期的に成長を続けていくには、企業が頑張ってお金を稼ぎ、社会に貢献することが重要です。そのためには、国内はもちろん、国際的な競争にも勝ち残っていかなければなりません。しかし、市場競争を妨げる規制があると、企業が市場のニーズに柔軟に対応できない、効率が悪く高コスト、国際競争力がない、などの弊害が出ます。また、最近では地球温暖化が世界的な問題になっていますが、環境保全のために温暖化ガスの排出量に規制をかけることによって、国民の暮らしを守るのはもちろんのこと、技術革新が進む可能性も十分にあります。なお、規制をなくしても、国民が不利益を被ったり、競争が促進されずに特定企業が利益を独占するようなことになっては意味がありません。そこで、「公正」な競争を行うためのルールや監視が必要になります。これらを含めた制度改革が「規制改革」であり、とても重要な

² ①現下の雇用・経済情勢への「緊急対応」と、②「成長戦略への布石」の 2 つの視点に基づき、「雇用」「環境」「景気」を主な柱とした。なお、規制改革については、「新たな需要創出に向け、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞してきた制度・規制改革に正面から取り組む」と明記された。

³ しかし、2010 年には経済が急成長している中国に GDP（国内総生産）が追い抜かれる見通しといわれている。

役割を担っています。

2. 過去の規制改革の成果

1980年代以降、規制改革で先行したアメリカの強い市場開放要求や諸外国との内外価格差是正を背景に、わが国では規制の緩和・撤廃を積極的に進めた結果、国民の生活が豊かになりました。

<規制改革により国民の生活が豊かになった例>

●情報通信

1985年に電電公社の民営化によりNTTが誕生しました。その後、公正な競争環境を作るために、市場への参入規制や料金・サービス規制の緩和・撤廃などが行われました。情報通信技術の進歩もあって、電話料金や通信料金の低下が実現しました。

●鉄道

1987年に国鉄の分割・民営化により誕生したJRでは、車両がきれいになったり、駅員が親切になるなどのサービス向上が図られました。また、経営の自由度が増し、経営努力によって上昇傾向だった運賃を横ばいに抑えることができました。

3. ここ数年、規制改革が思うように進まなかった理由

2000年代以降になると、医療、介護、保育、教育、農業などの分野の規制改革が叫ばれてきました。これらの大半がサービス産業で、わが国のGDPの6割以上を占めている分野で、内需拡大や新しい産業の創出が期待できる有望な分野にも関わらず規制が多く残ったままです。小泉政権時、「聖域なき構造改革」をスローガンに掲げ、「構造改革特区制度」⁴や、「市場化テスト」⁵といった新たな手法を取り入れ、規制の改革に乗り出しましたが、改革に反対する人たちの強い抵抗もあり、思うように進んでいなかったのが実態です。

<規制改革が思うように進まなかった事例 ～保育園の例～>

保育園の空きを待つ「待機児童」は、厚生労働省が公表した2009年4月1日現在

⁴ 特定地区に限定した規制改革の社会実験制度。特区で成功を収めたら全国に水平展開することを目標としている。

⁵ ハローワークなどの公共サービスについて、価格と質の両面から官と民のどちらが担ったほうがいいのかを決めるためのテスト。官民競争入札とも呼ばれている。

の「認可保育園⁶の待機児童数」では 25,384 人と前年(2008 年 4 月 1 日時点で 19,550 人)に対して約 30%増えています。しかし、これには認可保育園に入れずにやむを得ず無認可保育園を利用している児童は含まれていません。そして認可保育園の利用申請をせずにあきらめている場合も含めた「潜在的待機児童数」は全国で約 80 万人以上も存在するといわれています。この背景には、保育園に関わる規制が多く、利用者や保育園を経営する民間にとって不便となっていることがあげられます。

●認可保育園の規制（一例）

- ▶ 利用者は入所の際、自治体に申請しなければならない（希望の保育園に直接申し込めない）
 - 自宅から遠い保育園になった場合、送り迎えの負担が増えます。

- ▶ 無認可保育園は国の補助金がない。
 - 低所得者の利用者にとっては、割高なところは利用できないので選択肢が少なくなります。また、保育園を経営する民間企業にとっては、認可保育園に対して競争条件が不利となっています。

- ▶ 保育園の施設基準で、2 歳未満児のほふく室（乳児が自由に動き回れるスペース）は、最低 1 人当たり 3.3 m²（約 2 畳分）以上。
 - 設置スペースの確保が難しい都心部では厳しい条件であり、事業者にとっては保育園を増やしたくても増やしづらく、保護者にとっては、入りたくても空きがない状況が発生する原因となっています。

少子高齢化が進むなかで、今後もわが国が経済を持続的に成長させていくには、労働力人口⁷を増やすことが必要です。そのためには、子供の数を増やすことと、女性の社会進出を支えることが不可欠です。保育園に預けたくても預けられないような環境下では有能な人材を埋没させてしまうこととなります。利用者のニーズにそぐわない、競争の促進を妨げる規制は大きなマイナスです。規制改革会議や経済同友会で同様の提言を以前から繰り返ししてきたにも関わらず、あまり実現には至っていません。

このように規制改革が思うように進まない理由はどこにあるのでしょうか。我々は、大きく 5 つの理由があると考えました。

⁶ 児童福祉法に基づく児童福祉施設で国が定めた基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事等に認可された施設。

⁷ 満 15 歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者(就業していないが、就職活動をしている失業者)の合計。

①規制改革の目的が十分理解されず、政治の強力なリーダーシップが不足した

規制改革会議は、規制を制定、実行する省庁に対して指示、命令する権限がありません。したがって、政治の強力なリーダーシップが不可欠だったのですが、ここ数年はそれが足りませんでした。そもそも規制改革の目的や特長である、大きな財政出動を伴わずに民の活力を引き出し、創意工夫によって経済を活性化することができるといったことが十分理解されていなかったのではないかと思います。そのため、規制改革会議では、改革案に激しく抵抗された際、公開討論を行ってメディアにとりあげてもらおうなど、世論を味方につけて政治家の理解を得るための努力も行われました。

②既得権益者(業界団体等)、族議員の抵抗が大きかった

規制により保護されている既得権益者は、規制を外されると失業したりする可能性があり、また、族議員は既得権益者の支持票を失う可能性がありました。そのため、規制改革案に激しく抵抗してきました。

③省庁という大きな壁に突き当たってきた

規制改革会議が首相に答申する（首相の問いに対して意見を述べる）ための規制改革案は、まず省庁と折衝して合意を得ることになっています。しかし、折衝の過程で、省庁は自分たちの権限を守ろうとし、改革案に対しては激しく抵抗することもありました。そのため、見た目には改革はされたが事実上骨抜きになったり、改革自体が先送りされることも少なくありませんでした。

④規制改革への関心を一部の国民しか持っていなかった

国民のうち、どのくらいの人が「規制改革」に関心を持っているのでしょうか。保育園の規制のように、利用者に不便な点があっても、それが規制によるものということを知っている人は少なかったと思われます。その理由として、「このような規制がある」という情報は公開されているものの、利用者の視点で国民に広く分かりやすく伝えられていなかったことがあげられます。それでは関心が持てなくても仕方ありませんでした。

⑤失業等で社会的に弱い立場になった個人へのセーフティネットが不十分だった

2008 年秋の世界的な金融危機をきっかけに始まった不況により、特に製造業での「派遣切り」がメディアで大きく取り上げられました。そして、製造業派遣の規制緩和が問題視され、規制改革に対する風当たりが強くなりました。製造業派遣は、2004 年 3 月の労働者派遣法改正に伴う規制緩和で認められるようになり、労働者にとっては働き方、企業にとっては雇用形態の「選択肢」が増えました。この派遣切りの件で問題だったのは、規制緩和したことではなく、派遣切りにあった派遣労働者、つまり失業等で社会的に弱い立場になった個人への対応が不十分だったこと

です。

4. 今後、このままでいいのか？

消費が停滞し、デフレ解消の兆しが見えない中で、公共事業などの大規模な財政支出や金利引き下げなどの金融緩和だけでは経済成長率をアップさせるのは難しい状況です。そんな時こそ、大きな財政負担をかけずに効果が期待できる規制改革を幅広い分野にわたって地道に積み重ねることが必要です。介護・保育分野の規制改革をすると約30万人の雇用創出と約1.4兆円の経済効果が見込まれるという試算⁸もあるように、デフレ解消につながることは積極的に実行すべきです。

しかし、規制改革を推進すべき状況である今、見過ごすことのできない市場競争を妨げる規制強化の動きがみられます。具体例を2つ挙げます。

●タクシーの規制再強化

2002年2月にタクシーの需給調整（台数調整）の規制が緩和され、待ち時間の短縮、多様な運賃・サービスが実現し、利用者は以前より便利になりました。一方、タクシー台数が増えたからタクシー運転手の賃金減少、長時間労働による事故率上昇を引き起こしたという指摘がなされ、問題となりました。この件は、運転手の労働時間管理や労働条件改善に向けた努力を怠った一部の企業に問題があったのであり、その企業への罰則強化をすべきだったにもかかわらず、利用者の利便性を低下させる台数規制、運賃の下限規制が新たに導入されてしまいました。

●派遣労働規制

「派遣切り」をきっかけに、現政権は登録型派遣と製造業派遣の原則禁止を打ち出しました。これは労働者にとって「派遣労働」という働き方の選択肢を狭めてしまうだけではありません。企業が正社員を増やせない場合には既存の社員にその分の負担がかかったり、人件費の安い労働力を求めて生産、ひいては本社を海外移転する可能性もあるなど、国内で働く人々にとってマイナス面が多いと考えられます。

以上の理由による規制改革の停滞状況から脱し、今後、政権交代があろうとも規制改革を推進するための土台が揺るぎないものにするためのメカニズム（仕組み）を以下で提言します。

⁸ 鈴木亘 学習院大学教授の試算。2009年3月16日付 日本経済新聞 経済教室より。

Ⅲ. 提言

1. 規制改革の基本スタンス

(1) 民の創意工夫を促して経済を活性化させ、国民の生活を豊かにしたい

規制改革で以下のような好循環を生むのが理想形です。私たちは、民の創意工夫を促して経済を活性化させ、国民の生活を豊かにしたいと考えます。

- ①規制改革により、企業がイノベーション（技術革新等）を起こせば、新たなビジネスが生まれる。
- ②新たなビジネスは、消費者の選択肢を増やし、利便性向上につながる。
- ③消費者の需要が増え、企業はさらなる利便性向上のため、設備投資、雇用を増やす。
- ④経済が成長し、国民の生活が豊かになり、国の収入（税収）が増える。

(2) 公正な競争社会にしたい

公正な競争社会を作ることによって、経済が活性化するだけでなく、消費者に受け入れられない企業は自然淘汰される新陳代謝が期待できます。

(3) 規制改革は必ず「痛み」を伴うが、それを乗り越えて改革を進めたい

規制改革をすると「新たにメリットを受ける人」が出る一方で、必ず「これまでのメリットを失う人」が出てきます。規制改革には「痛み」を伴うことを国民はまず認識するとともに、国民の生活を豊かにし、そして公正な競争社会にしていくには、改革に伴う「痛み」を乗り越える必要があると考えます。その具体例を下記に挙げます。

＜規制改革に伴う痛みを乗り越えた例 ～石炭から石油へのエネルギー転換～⁹＞

戦後、日本は政府の援助もあり石炭産業が栄えていました。しかし、1950年代末から石油が輸入できるようになり、石油の輸入自由化をしたら石炭産業がつぶれてしまうと考えた政府は、石油の輸入制限や使用制限をかけました。例えば、当時の銭湯に対しては、石油のほうが安くお風呂を焚けるにもかかわらず、値段の高い石炭を使わなければならない、という規制です。

ところが、その後政府は石油の輸入自由化に踏み切り、石炭産業では大量の失

⁹ 八田達夫「ミクロ経済学Ⅰ～市場の失敗と政府の失敗への対策～」（東洋経済新報社、2008年）の「序章：市場と政府の役割分担」に挙げられていた構造改革の具体例を参考にして事務局で作成。

業者の発生する「痛み」が伴いました。これに対し、政府は、炭鉱で働いていた失業者を雇用した会社に補助金を出したり、失業者が東京や大阪で再就職する際のアパートを作ったりして、セーフティネットを用意しました。

当時は高度経済成長期で、失業者の再就職先が比較的あったため、エネルギー転換が成功した面も確かにありますが、エネルギー転換をしたからこそ、その後、わが国の経済が成長したことは間違いありません。

以上のような基本スタンスに基づき、変化の激しい時代に、国民のニーズに応じていくには、規制改革を継続しなければなりません。そのための具体策としてどのようなすれば今後も規制改革を進めていくことができるかについて提言します。

2. 具体的提言 ～規制改革基本法(仮称)の制定を～

わが国には規制改革のみを扱った法律はありません。今後、継続的に規制改革を進めていくうえでも、「規制改革基本法(仮称)」を制定し、下記に掲げる【提言1】から【提言3】の内容を法律に明記すべきです。

【提言1】 国は規制改革庁(仮称)を設立し、継続的な規制改革の取り組みを

①各省庁への調査や勧告ができる規制改革庁(仮称)の設立を

現在でも、各省庁は規制改革会議の改革案を参考にして、改革案の詳細を検討し、実行する仕組みになっています。さらに、改革にあたっては、事前の規制影響分析¹⁰や改革後の評価を行うことになっています。確かにどちらも実施されていますが、自分の省庁の規制を自分の省庁で検討・評価しているため、都合のいいような内容になっている感は否めません。そこで、他省庁から独立した組織として「規制改革庁(仮称)」を設立し、各省庁が担当する規制全般に対して、調査権や勧告権を持ち、規制改革を推進する役割を果たすことが望ましいと考えます。

②より良い規制改革のためのPDCAサイクルの確立を

イギリスでは規制を新設・改正する際、規制影響分析や規制改革案について、国民や利害関係者(産業界、労働者団体、国際機関等)に広く意見を聞くことになっています。また、イギリスの金融サービス機構¹¹では、規制案の構想段階から国民に意見を求めることや、その際は分かりやすい英語で書く工夫をすることなど、「より良い規制」の実現に向けて取り組んでいます。わが国でも諸外国の事例を参考にしながら、「より良い規制改革」にするためのPDCAサイ

¹⁰ 規制を新設・改正することによって、どのような影響が予測されるかを分析する手法。想定される費用や便益などを明記することになっている。

¹¹ 日本の金融庁にあたる。Financial Services Agency、略してFSA。

クルを確立すべきです。

＜私たちが考える、より良い規制改革のためのPDCAサイクル＞

- P：規制改革案について、国民、利害関係者と事前に十分に話し合う。そして、社会実験を行って効果測定をするとともに想定外のリスクを洗い出す。
- D：効果測定で規制改革することによるメリットがデメリットを上回れば全国展開する。
- C：一定期間が経過したら規制改革の評価を行う。
- A：評価を踏まえて定期的に見直し¹¹、新たなPDCAサイクルを回す。

③規制改革の基礎教育、専門教育の積極的実施を

規制改革の基本スタンスでも述べたように、規制改革がきちんと機能すれば、国民、企業にとって良い結果をもたらします。そのような基礎的なことを大学等において、もっと教えてほしいと思います。また、規制改革のPDCAサイクルを上手く回し、継続的に改革を推進していくためには、規制に関連する法律、経済、経営などに精通し、社会実験や評価方法などの専門的な仕事を担う人材を育成する必要があります。今後は、こうした人材が規制改革庁（仮称）等の行政の中核で活躍していくことを期待します。そのためには、専門職大学院¹²で規制改革に関する講座を増やすなど、専門教育を積極的に実施すべく、国が先頭に立って取り組む必要があります。

④個人のセーフティネット構築を

これまでの規制改革は個人へのセーフティネット構築が不十分だったため、規制改革がうまく機能せずに失業者など、社会的に弱い立場の人が出ると「規制改革が悪かった」という見方がされ、改革が停滞してしまっていました。規制改革は、自由競争の原則のもと、競争により失業者等の弱者が出た場合の最低限の生活を守るセーフティネットをいかに作るかが重要と考えます。その意味で失業時の雇用保険給付や職業訓練等、どのようなセーフティネットが必要かの具体的な議論を十分に行うことが重要です。

¹¹ 現在、規制に関わる法律や政令、省令等の見直し期間は、5年を標準とし、それより短くするよう各省庁は努めるべきとされている。

¹² 社会的・国際的に活躍できる高度な専門職業人養成に目的を特化した課程として、2003年度に創設された。法科大学院、教職大学院、会計、公共政策等の様々な分野が開設されている。日本では東京大学の公共政策大学院など、アメリカではハーバード大学の公共政策大学院「ケネディスクール」などで規制改革の講座を設けている。

【提言2】 地方では生活に密接な規制改革活動の展開を

①規制の中身を全国一律から地域の実情に合ったものへ

保育所の施設基準等の規制は、子供の安全を考えると、きちんと定めるべきです。しかし、待機児童が多い現状を考えると、全国一律の基準を適用するのは利用者のニーズを軽視しているといわざるをえません。東京都の認証保育所は待機児童解消のため、国の施設基準より緩和し、利用者から喜ばれています。国は、全国基準を備えつつも、地方の裁量によって柔軟に対応できる仕組みを作るべきではないでしょうか。

②地方にも規制改革を推進する組織を

規制は、国が定めるものだけでなく、都道府県や市区町村が条例等で独自に決めているものもあります。それらの問題点を見つけ出して改革を進めていくには、地方にも規制改革を推進する組織が必要です。このように、規制改革活動は中央、地方双方で推進していくべきです。

【提言3】 規制改革にこそ「見える化」・「言える化」を

①現在の規制を「見える化」してゼロベースでの見直しを

昨年、予算の無駄を削減するために行われた「事業仕分け」は、公開の下で行われ、「見える化」されました。そのため、連日報道され、ちまたでも事業仕分けが話題にあがるほどになりました。世の中の規制もゼロベースで見直すために、まず「規制仕分け」を行って「見える化」すべきです。

さらに、どのような規制があるのか、消費者の利便性や企業の自由な競争が妨げられていないか、規制改革した場合のメリットとデメリット、それに対する様々な立場（政治、行政、企業、国民等）の人々の声を明らかにするなど、PDCAサイクルの全ての段階で情報公開を徹底すべきです。

②「言える化」に向けたさらなる環境整備を

規制改革に対しては、意見を自由に言えること、つまり「言える化」が「見える化」と同じくらい重要です。政府は、以前より年に2回、全国規模で規制改革の提案を受け付ける制度（あじさい・もみじ月間）を行ってきました。そして、2010年1月よりリニューアルし、おかしなルール等を国民から吸い上げるための「国民の声」（ハトミミ．com）を開始しました。このような「言える化」の環境整備を今後も積極的にしていくことを期待します。

③「見える化」・「言える化」の上手な活用を

最近、インターネットの口コミ情報を活用する人が増えています。消費者が口コミ情報による「評価」で商品・サービスを選び、評価の悪い企業は淘汰される仕組みが自然と出来上がってきています。規制に関連して、例えば、規制改革後

に良い商品・サービスを提供している企業を消費者一人ひとりが評価し、それを発信すれば、発信する人が増えるにつれて評価の信頼性も高まります。そうすることによって、消費者はより正しい選択ができ、企業は消費者の声を聞いて商品・サービスの向上につなげられるという良い仕組みが出来上がると思われまます。民間が知恵と工夫で「見える化」と「言える化」を上手に活用し、公正な競争社会に貢献することができるでしょう。

3. それぞれが今後すべきこと

(1)政治家

政治家は強力なリーダーシップを発揮して以下の3点を実現してもらいたいと考えます。

①「規制仕分け」の実現を

実際に仕分けを行う実動部隊は民間の専門家等を交えて様々な角度から議論すべきですが、省庁に趣旨を説明して事前準備等の指示を出すなどは強力なリーダーシップがあってこそできることです。

②規制改革庁(仮称)設立に向けた強力なリーダーシップの発揮を

規制改革庁(仮称)設立には、法律の制定が必要になります。組織の目的や機能を明確にしたうえで、政治が強力なリーダーシップを発揮し、早期に実現してもらいたいと考えます。

③官僚が省庁の利益に左右されないよう、人事制度の見直しを

2008年に国家公務員制度改革基本法が成立し、改めて官僚(国家公務員)は国民全体の奉仕者たるべきとの理念を定めました。そして、天下りの根絶に向けた人事制度の構築や、定年まで働ける環境整備等を検討していく旨の工程表が示されました。政権交代後の現政権は、官僚がしがらみにとらわれずに、より良い規制改革が実行できるような環境作りを早急に実現すべきです。

(2)企業

①ルールが悪用が発生しない仕組みの強化を

規制改革が機能するには、規制の制度自体を良いものにすることはもちろんですが、ルールの悪用が発生し、国民が不利益を被るようなことがあってはなりません。企業経営者は、当然の義務として自社内の組織を定期的に点検する仕組みを強化し、ルールの悪用が発生しないための取り組みをすべきです。

②積極的にイノベーションへのチャレンジを

一方、規制改革は新たなビジネスチャンスでもあります。国民のさらなる利便性向上と、わが国の発展に寄与するため、自己責任、自助努力の原則のもとに、

イノベーション（技術革新）に積極的にチャレンジすることを期待します。

(3)メディア

メディアは政府の監視役でもあります。客観的な立場で規制改革の状況を評価し、国民に分かりやすく伝えていくことで、透明性を高めていくことを期待します。

(4)国民

①規制改革は長い目で見守ってほしい

規制改革は、事前に社会実験をしたとしても全てうまくいくとは限りません。また、改革が軌道に乗るまでに時間がかかるかもしれません。そこで、規制改革が成果をあげるまで、国民には長い目で見守ってほしいです。

②「言える化」された場で積極的な発言を

「国民の声」（ハトミミ．com）の立ち上げにより、国民がより意見を言いやすい環境が1つ増えました。こうした場を利用して、おかしなルール等があれば積極的に意見を述べていくことを期待します。ただし、特定の個人等への誹謗中傷とならないよう節度ある態度を望みます。

IV. おわりに

「規制」は、それが作られた当時は、世の中のニーズに合っていたのかもしれませんが。しかし、国民のライフスタイルや経済情勢が刻々と変化していく中で既存の規制も陳腐化し、民が創意工夫を発揮するうえで、かえって足かせになることもあります。だからこそ、定期的な見直しが必要であり、そのためには、政治の強力なリーダーシップはもちろんのこと、国民も規制改革に積極的に参加して意見を言うことで政治や行政に規制改革の方向性や内容を決めるための判断材料を提供していくことが望ましいと考えます。

また、わが国を世界第2位の経済大国の地位に押し上げたのは、規制の少ない産業が活躍したおかげだと述べましたが、規制が少ないということは、国内の企業だけでなく、外国の企業にとってもあてはまることです。国民にはあまり知られていないかもしれませんが、輸入品の関税や市場への参入規制等、明らかにわが国が対外的に過剰な規制をかけていると思われる分野もあります。経済、社会がグローバル化するなかで、国際協調を図りつつ経済を再び成長路線へと乗せていくためには、このような分野にも焦点をあてて、より良い規制改革を進めていくための議論を深めることが必要と考えています。

以上

規制改革委員会名簿

(2010年3月25日現在、敬称略)

委員長

靱 井 勝 人 (日本ユニシス 取締役社長)

副委員長

大 室 康 一 (三井不動産 取締役副社長)

奥 田 陽 一 (伊藤忠テクノソリューションズ 取締役社長)

熊 谷 昭 彦 (GEヘルスケア・ジャパン 取締役社長兼CEO)

小 林 節 (パレスホテル 取締役社長)

佐 藤 博 之 (ダイビル 取締役社長執行役員)

平 井 康 文 (シスコシステムズ 副社長)

本 田 桂 子 (マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン ディレクター)

委員

鵜 浦 博 夫 (日本電信電話 取締役副社長)

小 江 紘 司 (DIC 取締役会長)

奥 井 規 晶 (インターフュージョンコンサルティング 取締役会長)

奥 谷 禮 子 (ザ・アール 取締役社長)

小 野 峰 雄 (丸善石油化学 相談役)

門 脇 英 晴 (日本総合研究所 特別顧問)

行 天 豊 雄 (三菱東京UFJ銀行 特別顧問)

小 島 秀 樹 (小島国際法律事務所 弁護士・代表パートナー)

坂 本 和 彦 (丸紅建材リース 取締役社長)

島 田 雅 史 (アライアンスパートナーズ 取締役社長)

菅 沢 博 (日本マルチメディアサービス 専務取締役)

鈴 木 孝 男 (三菱ふそうトラック・バス 取締役会長)

高 木 勇 樹 (日本ブランド農業事業協同組合 (JBAC) 顧問)

高橋 栄一	(ファイザー 取締役 執行役員)
滝口 進	(エムエム・ホールディングス 取締役社長)
竹川 節男	(健育会 理事長)
竹中 誉	(エル・ビー・エス 取締役会長)
津川 清	(OFFICE TSUGAWA 代表)
中野 正健	(日本生産性本部)
中村 春雄	(モルガン・スタンレー証券 代表取締役)
夏目 誠	(JR東日本リテールネット 取締役社長)
西川 久仁子	(スーパーナース 取締役社長)
信井 文夫	(映像新聞社 取締役会長)
林 明夫	(開倫塾 取締役社長)
原田 靖博	(格付投資情報センター 特別顧問)
廣瀬 修	(サーベラス ジャパン アドバイザリー ホート ヴァイス チェアマン)
福島 吉治	(F & K コンサルティング 取締役会長)
堀内 勉	(森ビル 専務取締役CFO)
森 稔	(森ビル 取締役社長)
安田 育生	(ピナクル 取締役会長&CEO)
山下 俊史	(日本生活協同組合連合会 会長)
鰐 淵 美恵子	(銀座テラーグループ 取締役社長)

以上 40 名

事務局

伊藤 清彦	(経済同友会 執行役)
藤巻 正志	(経済同友会 執行役)
篠塚 肇	(経済同友会 政策調査第2部 部長)
大野 一彦	(経済同友会 政策調査第2部 マネジャー)